

# 平成29年度 出捐金事業実績評価説明書

平成31年2月7日



公益社団法人  
全日本トラック協会  
Japan Trucking Association



○輸送の安全の確保①	1
○輸送の安全の確保②	3
○輸送の保全の確保③	5
○環境の保全	7
○事業適正化①	9
○事業適正化②	11
○輸送サービスの改善及び向上①	13
○輸送サービスの改善及び向上②	15
○災害時緊急輸送体制の整備	17

# 輸送の安全の確保①

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## ■事業用自動車総合安全プラン2009

中期目標		国交省		
区分	平成20年実績	平成25年中期目標	平成30年最終目標	区分
交通事故死者数	513人	380人以下	250人以下	交通事故死者数
人身事故件数	56,295件	43,000件以下	30,000件以下	人身事故件数

## ■トラック事業における総合安全プラン2009

中期目標		全ト協		
区分	平成20年実績	平成25年中期目標	平成30年最終目標	区分
交通事故死者数	450人	330人以下	220人以下	交通事故死者数
人身事故件数	28,838件	22,000件以下	15,000件以下	人身事故件数

## 平成29年度事業計画の概要

### ① ASV(先進安全自動車)関連機器及びドライブレコーダーの普及

・衝突被害軽減ブレーキ、後方視野確認装置、呼気吹き込み式アルコールインターロックなどのASV関連機器、ドライブレコーダーの導入を促進するため助成等の支援を行う。なお、ASV機器の導入支援にあたっては、行政との連携に配意するとともに、ドライブレコーダーの開発状況を把握し、適時適切に導入促進対象の見直しを図る。

### ② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

- ・安全運転研修受講に対し助成を実施する。
- ・ トラックドライバー・コンテスト等を実施する。

### ③ 事故分析及び対策の検討・活用

- ・交通事故分析調査を行い、原因及び対策について検討整理し活用する。

### ④ 広報・啓発活動等

- ・各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。

# 輸送の安全の確保①

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

### ① ASV(先進安全自動車)関連機器及びドライブレコーダーの普及

助成事業名	台数・金額
1 ドライブレコーダー	13,890台
2 安全装置（後方視野確認支援装置等）	11,413台
1・2 助成総額	389百万円

- ドライブレコーダーの普及に加え、機器の有効活用を図るため、「ドライブレコーダー活用セミナー」を実施した。また、全ト協ホームページ上で公開中の、「ドライブレコーダー映像を活用したWeb版ヒヤリハット映像」を9事例追加し、KYTの充実を図った。

### ② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

- 事業用トラックの事故防止対策として、コンサルティング会社と連携し「『交差点事故防止マニュアル』活用セミナー」を全国16協会で述べ18回開催し793人が、「『トラック追突事故防止マニュアル』活用セミナー」を全国11協会で述べ14回開催し825人が、「ドライブレコーダー活用セミナー」を全国27協会で述べ27回開催し1,287人が、それぞれ参加した。
- 平成28年度に作成した、平成29年3月の指導・監督指針の改正内容に基づく全10分冊の初任運転者用研修テキストを活用し、運転者に対する指導教育の充実に努めた。
- 「トラックドライバー・コンテスト（出場者数150名）」を実施するとともに、特定研修施設における安全運転研修受講に対し助成を行う（助成対象受講者数1,137名、助成総額約40百万円）など、運転技術・マナーの意識向上と啓発に努めた。
- 平成29年10月末時点の事業用貨物自動車を第一当事者とする死亡事故件数が、平成28年1月以来21ヶ月ぶりに前年を上回る憂慮すべき状況となつたため、交通対策委員長名での全会員事業者に対する通達およびチラシの配布による事故撲滅の緊急要請を実施した。

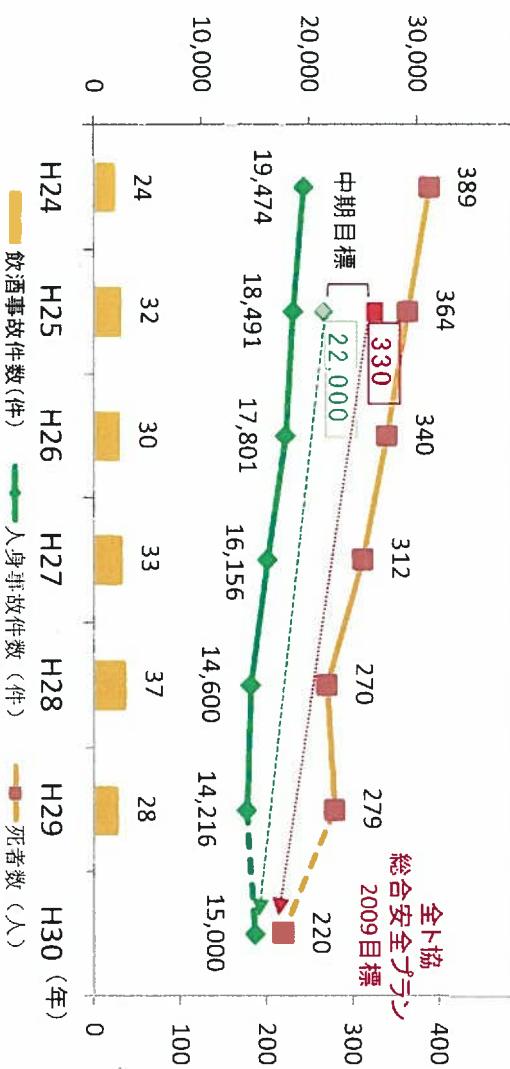
### 自己評価：年次目標及び中期目標

### ③ 事故分析及び対策の検討・活用

- 事業用貨物自動車の事故実態を交通事故データベースから詳細に集計・分析し、その結果をホームページ上で計5回公表したほか、5種類の啓発ポスターを『広報とらっく』及びホームページに掲載する等、交通事故防止対策の取組みを促進した。

### ④ 広報・啓発活動等

- 「正しい運転・明るい輸送運動」、「不正改造車を排除する運動」の実施、国の交通安全運動等への参加など、会員事業者への積極的な広報・啓発活動を行った。
- 事業用トラックによる死者数及び人身事故件数の推移 (人/件)



数字はいずれも事業用貨物自動車(軽自動車を除く)を第一当事者とするもの。  
出典：交通事故統計(警察庁)/交通統計((公財)交通事故総合分析センター)

## 評価委員による総合評価

B

# 輸送の安全の確保②

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

中期目標	労災事故による死者数、死傷者数の減少を図る(ただし当面、自家用トラック等も含まれる労災事故統計整理上の事業分類である「陸上貨物運送業」に係る死者数、死傷者数の減少を目標とする。なお、今後、営業用トラックに係る労災事故データの把握に努め、当該データ把握が可能となった段階で、明確な数字目標を設定する。)
------	--

年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年
前年度実績より 減少させる	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる

## 平成29年度事業計画の概要

- 荷役作業等における労災事故防止対策を推進する。

- ・過労死及び荷役作業等の事故実態、原因等の把握、分析に努める。
- ・労災事故防止及び安全体制の確立に向けた啓発等の推進を図る。
- ・長距離運行運転者のための休憩施設であるトラックステーションの運営の効率化を図りつつ、利用の向上・促進を図る。

## 輸送の安全の確保②

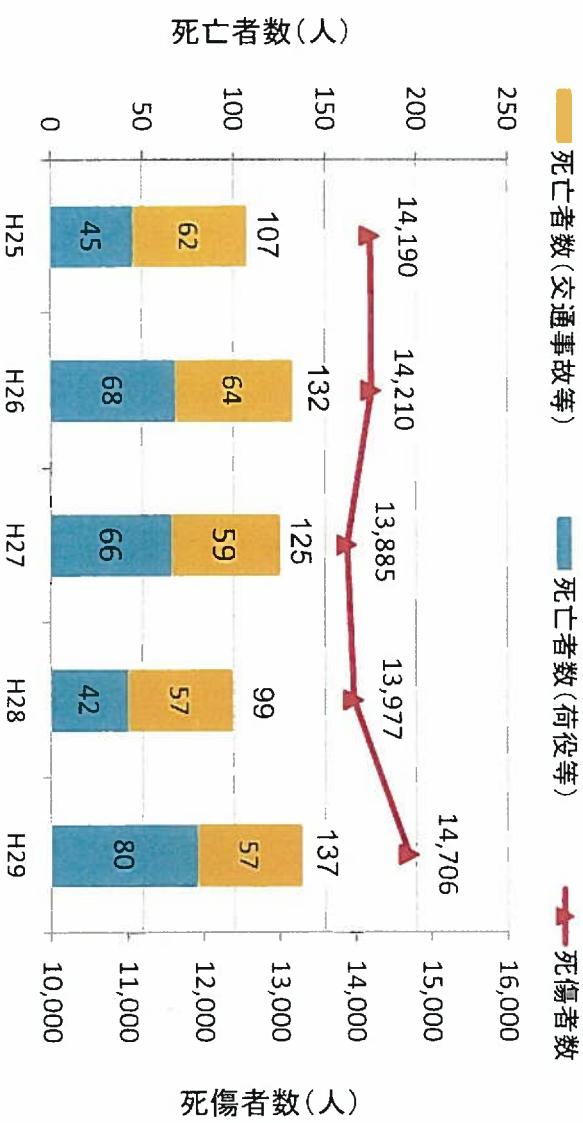
(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

### 平成29年度事業実績の概要

- 荷役作業等における労災事故防止対策を推進する。

- 厚労省が策定した「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・啓発を図るとともに、荷主団体等に対する労災事故防止に関する協力を求めた。

#### ■ 『荷役作業の安全対策ガイドラインの解説』



出典:「荷役作業の安全対策ガイドラインの解説」  
(厚生労働省・陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

出典:「平成29年労働災害発生状況」(厚生労働省)

# 輸送の安全の確保③

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

中期目標	平成27年度			平成28年度			平成29年		
	年次目標	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度実績を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	年次目標	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	年次目標	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	年次目標	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	
健康状態に起因する事故防止対策の一環として、定期健康診断の受診率の向上を図る。また、適正化実施機関において実施している巡回指導により、適正でないとする事業者数の割合を着実に減らしていくこととする。									
<b>平成29年度事業計画の概要</b>									

- 健康状態に起因する事故防止対策の一環として定期健康診断の受診率の向上を図る。

- ・適正化実施機関による トラック運送事業者への巡回指導での労務管理の適正化に努め、 健康診断助成の恒久化を図る。
- ・健康起因事故防止マニュアル、 健康管理手帳の作成配布をはじめ、 各種媒体等を通じた効率的、 効果的な啓発活動及び支援を行う。
- ・事業者が行う S A S (睡眠時無呼吸症候群) スクリーニング検査に対し支援を行うとともに、 検査結果の効果的な活用を推進する。

# 輸送の安全の確保③

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

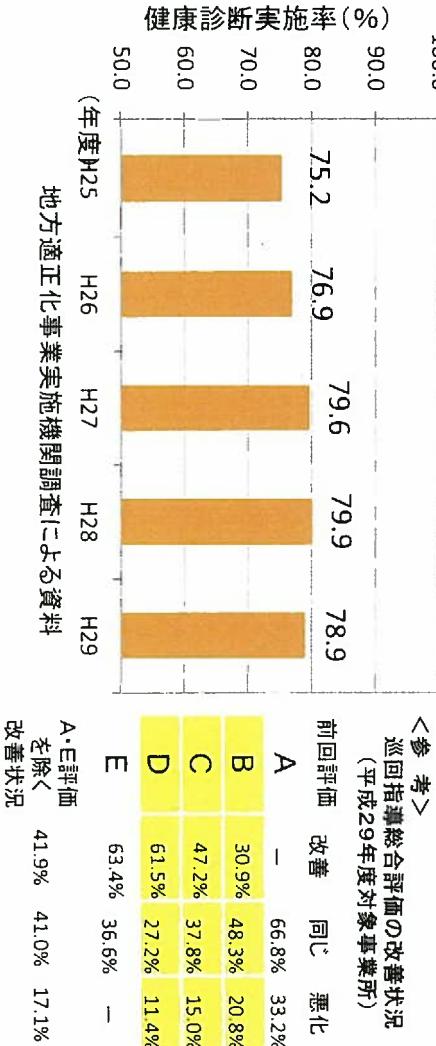
## 平成29年度事業実績の概要

- 健康状態に起因する事故防止対策の一環として、定期健康診断の受診率の向上を図る。

- 平成29年3月に「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」(平成26年3月作成)の内容を一部改訂し、「疾病運転の防止」を盛り込んだ法律改正(平成28年12月)に合わせたデータの最新化を図り、全ト協ホームページ上に公開するとともに、各都道府県トラック協会、陸災防、産保センターと連携し「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を全国46協会で延べ48回(参加者3,440人)開催し、当該マニュアルの普及・啓発に努め、過労死等ならびに健康起因事故の防止に取り組んだ。
- また、SASスクリーニング検査を受診した24,919人に対し、受診費用の一部(約5割)を助成(下表)するとともに、SASスクリーニング検査の刻果を確認するため、検査の結果SASと診断された場合のフォローアップ状況について、アンケート調査により把握するなど、SASスクリーニング検査の普及に努めた。

- なお、トラックドライバーの健康に起因する事故撲滅と併せ、ドライバーの定期健康診断の促進を図るため、定期健康診断助成を運輸事業振興交付金から支出できるよう措置し、恒久化を行った(平成28年2月)。

- 地方適正化実施機関の巡回指導における事業所単位の健康診断実施率の推移



A-E評価  
改善状況

A 41.9%  
B 41.0%  
C 17.1%

- 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」(H29年3月改訂)



年度	H27年度	H28年度	H29年度
事業所数	(+45)	(+80)	(+230)
申請者数	18,159 (+1,585)	19,809 (+1,650)	24,919 (+5,110)

( )内は前年度比

## 評価委員による総合評価

A

# 環境の保全

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

中期目標	2020年度(平成32年度)を目途とした「低炭素社会実行計画」の策定を念頭においてCO2削減対策に取り組む。但し、現段階では、トラックに係る技術的な動向を見極める必要もあり、平成32年度に向けた長期に亘る見通しが立たないことが成状況及び「環境自主行動計画」(平成20~24年度)を踏まえて、2017年度(平成29年度)の営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比18%削減することを目標とする。			
	年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比14%削減する	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比16%削減する	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比18%削減する	

## 平成29年度事業計画の概要

### ① 環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器(※)の導入を促進する。

- ・環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器等省エネ機器の導入を促進するため、助成等の支援を行う。なお、環境対応車、アイドリングストップ支援機器及び省エネ機器の開発状況を把握し、適時適切に導入支援対象の見直しを図る。
- ・環境対応車、省エネ機器等の購入を近代化基金融資の対象とともに、当該融資については、一般融資の場合の利子補給率に比べ高い率の利子補給を行う。

※ EMS: エコドライブ・マネジメント・システム

### ② 環境対策や省エネに関する知識の取得及び意識の向上を図る。

- ・エコドライブ推進マニュアルなど省エネに関する知識の取得に役立つ啓発資料をホームページ上に公開し、省エネの取り組みに対する支援を行う。

### ③ 環境対策、省エネの促進に向けて省エネ機器等の導入効果等を把握する。

- ・助成金を活用して環境対応車、EMS機器など環境対策に有効な機器等を導入した事業者に対して、導入効果や事例及び機器等の課題について、使用実態を把握する。

# 環境の保全

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

- ① 環境対応車、アイドリングストップ支援機器及び省エネ機器の導入を促進する。

助成事業名（平成29年度実績）	台数・金額
1 環境対応車導入助成	1,166台
2 アイドリングストップ支援機器助成 (エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等一下図参照)	851台
1・2 助成総額	179百万円



- 上記導入に係る地方ト協が行う近代化基金融資利子補給に対す  
る助成（利子補給率0.3%のうち0.1%助成）
- アイドリングストップ支援機器（エアヒーター） アイドリングストップ支援機器  
(車載バッテリー式冷房装置)
- EMS機器  
(デジタル式運行記録計)

- ② 環境対策や省エネに関する知識の取得及び意識の向上を図る。

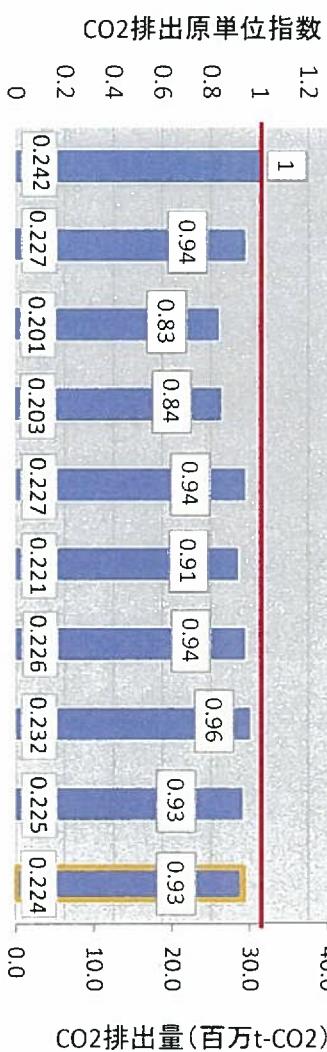
- 「エコドライブ推進マニュアル」や「エコドライブ実施中」ステッカーを配付し、事業者やドライバーの取り組みの支援を行った。
- 交通エコモ財団が実施する、「エコドライブ活動コンクール」への参加、及びグリーン経営認証の取得を促進した。
- 業界の地球温暖化対策の一環として平成15年度から推進している「トラックの森」づくり事業の15箇所目として、宮城県で新たな植樹を行った。

- ③ 環境対策、省エネの促進に向けて省エネ機器等の導入効果等を把握する。

環境対策、省エネ機器や低炭素型エネルギーを積極的に活用するため、経済産業省が実施した「トラック輸送における省エネ化推進事業」及び環境省が実施した「先進環境対応トラック等導入加速事業」等の会員事業者への周知啓発を、ホームページ及び『広報とらっく』等で幅広く実施した。

- ④ 追加事項

トラック運送業界の新たな環境指針として「新・環境基本行動計画」を策定するとともに、本計画を基に日本経団連の「低炭素社会実行計画」に参画した。



# 事業適正化①

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 中期目標

全国適正化実施機関として、国土交通省との更なる連携を図るとともに、地方適正化実施機関が行う巡回指導の対象事業者の重点化等、効果的な実施に努め、巡回指導結果の総合評価に關し、平成29年度までに、A及びB評価の占める割合を60%以上とするとともに、D及びE評価の占める割合を14%以下とすることを目標とする。

## 平成29年度事業計画の概要

### 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導の推進

(1)巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者及び巡回指導結果等を踏まえ、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とする。また、巡回指導等を通じて、事業者や運行管理者等に対し、法令遵守の徹底について指導する。なお、社会保険等の未加入事業者に対しては、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。

(2)適正化事業指導員の更なる専任化を推進するとともに、年間又は月間の巡回指導実施目標件数を定めるなどの指導の強化を図る。

(3)評価が公平に行われるよう評価手法の全国均一化を推進するため、各地方適正化実施機関に対する実態調査を行う。また、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」について所要の見直しを行う。

### 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

(1)全国研修では、指導実務に即したより実践的な調査技術や専門的知識の修得、指導能力の向上に資する研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修のテーマについては、時宜を得た内容のテーマを設定するなど研修効果の高度化を図る。

(2)模擬巡回指導による評価手法などの討議や全国研修を補完する小規模グループ研修の推進、指導員相互の連携強化を図る。また、運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し、情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。

(3)適正化事業指導員の運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

#### ※巡回指導における事業者への総合評価の基準

○巡回指導の結果、37指導項目の「適」項目の占める割合で評価する。

A : 適の占める割合が90%以上

B : 適の占める割合が80%以上90%未満

C : 適の占める割合が70%以上80%未満

D : 適の占める割合が60%以上70%未満

E : 適の占める割合が60%未満

年次目標	27年度	平成28年度	平成29年度
(1)A及びB評価を対前年度実績2%ポイント増	(1)A及びB評価を対前年度実績2%	(1)A及びB評価を対前年度実績2%	(1)A及びB評価を対前年度実績2%
(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少	(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少	(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少	(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少

事業所への巡回指導



全国指導員研修



模擬巡回指導



# 事業適正化①

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

### 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導の推進

(1)巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者及び巡回指導の評価が低い、事業者等へ、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度により実施した。【表1】

社会保険等に係る巡回指導時の否の割合は、労働保険が5.3%（前年度比0.1ポイント増）、社会保険が10.7%（前年度比0.9ポイント減）であり、適正に加入するよう指導を行った。

(2)適正化事業指導員の専任化及び要員の確保の指導を行っている。平成30年3月末現在で、全国の適正化事業指導員は、専任指導員352人及び兼任指導員74人の合計426人体制となり、専任指導員定数346人に対し専任者率101.7%となっている。合計人数は、前年度と同じであるが、専任指導員が7人減少しており、巡回指導件数も3.1%減少した。【表1】

平成29年度の巡回指導総合評価は、運行記録簿の装着義務拡大等の法令改正があつたこと、また、低い評価の事業所に重点を置いて実施したこと等により、A及びB判定の割合は前年度比3.4ポイントの減少、D及びE判定の割合は前年度比0.7ポイント(5.9%)の増加と悪化し、年次目標を達成できなかつた。【表2】

なお、29年度に巡回指導を実施した事業所について、前回調査と比べたところ、前回B～D評価の事業所について、「改善」が41.9%、「横ばい」が41.0%と概ね改善効果が確認された。【表3】

(3)巡回指導における評価手法の全国均一化に向けて、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」の大幅な見直しを行い、周知に努めた。(平成30年度より実施)

### 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

(1)全国実施機関が開催する研修について、模擬巡回指導の実施等、より実践的な内容で行い、調査手法・判断基準の均一化を図った。なお、27年度より、年度途中に採用された者を早期に教育するため、初級研修を年2回開催している。(下記全国研修に330名が参加)

また、巡回指導の指針及び巡回指導マニュアルの改訂に伴う説明会を開催した。(4回、計146名が参加)

(2)地方研修では、特に小規模グループ研修において、模擬巡回やグループ討議を行い、調査手法・判断基準等の全国均一化に努めた。(ブロック研修11回、552名が参加、小規模研修、10回236名が参加)また、12月以降の小規模研修においては、改訂巡回指導マニュアルの周知に努めた。(3回、79名が参加)

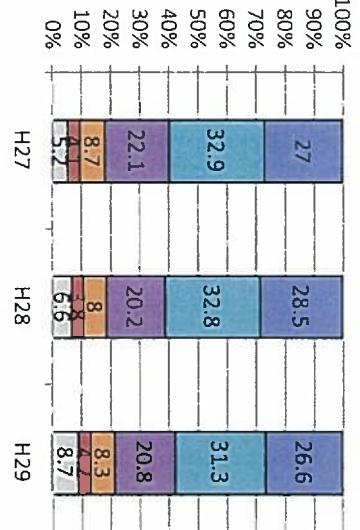
(3)指導員の知識や技能向上のため、運行管理者資格者証の取得を推進し、29年度は新たに26名が取得し、29年度末における適正化事業指導員全体の取得者は274名、取得率は約64.3%となつた。

### 適正化事業に係るデータの推移

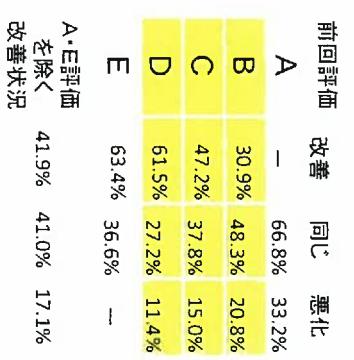
【表1】

	H27	H28	H29
巡回指導件数(総数)	26,767件	28,161件	27,292件
巡回率	31.9%	33.4%	32.2%
速報件数	97件	90件	100件
新規巡回指導	342件	915件	1002件
労基特別巡回指導	267件	593件	792件
指導員数(うち兼任)	420(66)人	426(67)人	426(74)人

【表2】 適正化巡回指導総合評価推移表  
(平成27年度～平成29年度)



【表3】 巡回指導総合評価の改善状況  
(平成29年度対象事業所)



## 事業適正化②

(公社)全日本トラック協会  
平成28年度出捐金事業評価書

中期目標 安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)については、国土交通省と連携して更なる普及促進を図り、平成29年度までに、Gマーク認定事業所数の全事業所数にに対する割合を28%以上とすることを目標とする。

### 平成29年度事業計画の概要

年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定率	26%	認定率 27%	認定率 28%

## 【安全性評価事業(Gマーク制度\*)の積極的な推進及び普及促進策の実施】

- (1)関係行政機関や地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
- (2)Gマーク制度の認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックの走行及びWEBを利用した一般消費者等向けの認知度アンケートの実施を検討するなど広報啓発活動を展開する。また、荷主等に対し、Gマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業所の利用促進を図る。
- (3)Gマーク事業所に関する苦情等については、内容の詳細分析及び処理を図る。
- (4)Gマーク取得事業者の保険料の引き下げなどインセンティブの拡充に努める。
- (5)Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

※「Gマーク制度」

平成15年7月より開始され、サービス利用者が、より安全で輸送品質の高い貨物自動車運送事業を選択することができる環境整備を図るため、全国適正化実施機関が事業者の安全性を正當に評価・認定・公表するものである。(認定事業所は全日本トラック協会ホームページに公表)

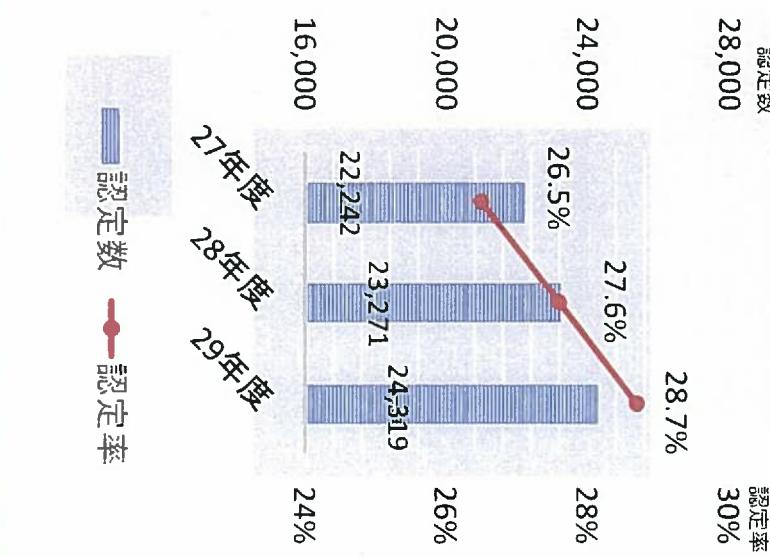
# 事業適正化②

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

6,800事業所の申請を受け付け、6,607事業所を新たに認定した。これに平成26～28年度認定分17,712事業所を加え、認定事業所数は24,319事業所(全事業所数に対する割合(認定率)は28.7%)となつた。【表1】

【表1】安全性優良事業所の認定数及び認定率の推移



### (1)各機関との連携強化

平成29年12月の国土交通省事務連絡に基づき、引越安心マークと合同で、一般向け周知ポスターを作成し、国土交通省と連携して高速道路のSA・PAや道の駅に掲示していくよう依頼した。  
また、地元マスコミへの周知・PR活動を行った。

### (2)Gマーク制度に係る広報啓発活動の推進

・新たに19台のラッピングトラックを走行させた。なお、トラック協会が自主的に運行したラッピングトラック、及び継続して走行しているラッピングトラックを合わせ、172台を走行させた。  
・海老名SAにて10月～11月の期間、エスカレータラッピング、テーブルステッカーの貼付により、PRを行った。  
・同時期にWEBを利用した一般向けの認知度アンケートを実施した。  
→認知度 平均 56.7% 一般 36.5% 荷主 71.4% 運送関係 97.7%  
・「(1)各機関との連携強化」に同じ。



### (3)Gマーク事業所に関する苦情対応

Gマーク事業所に関する苦情等については、適切に対応を行ったが、詳細分析までは至らなかつた。

Gマーク申請案内などで、有効期限切れの貼付禁止等について周知徹底を図った。



### (4)Gマーク制度に係るインセンティブの拡充

従来のインセンティブに加え国土交通省で「基準緩和自動車の有効期間の延長」が追加された。今後もインセンティブの拡充は引き続き検討していく。



国土交通省…………違反点数の消去、IT点呼の導入等  
全日本トラック協会……助成の優遇  
損保会社……………保険料の割引

## 評価委員による総合評価

A

## 事業適正化②

(公社)全日本トラック協会  
平成28年度出捐金事業評価書

中期目標	安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)については、国土交通省と連携して更なる普及促進を図り、平成29年度までに、Gマーク認定事業所数の全事業所数に対する割合を28%以上とすることを目標とする。		
年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	認定率 26%	認定率 27%	認定率 28%

### 平成29年度事業計画の概要

## 【安全性評価事業(Gマーク制度\*)の積極的な推進及び普及促進策の実施】

(1)関係行政機関や地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。

(2)Gマーク制度の認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックの走行及びWEBを利用した一般消費者等向けの認知度アンケートの実施を検討するなど広報啓発活動を展開する。また、荷主等に対し、Gマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業所の利用促進を図る。

(3)Gマーク事業所に関する苦情等については、内容の詳細分析及び処理を図る。

(4)Gマーク取得事業者の保険料の引き下げなどインセンティブの拡充に努める。

(5)Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

※「Gマーク制度」

平成15年7月より開始され、サービス利用者が、より安全で輸送品質の高い貨物自動車運送事業者を選択することができる環境整備を図るため、全国適正化実施機関が事業者の安全性を正当に評価・認定・公表するものである。(認定事業所は全日本トラック協会ホームページに公表)

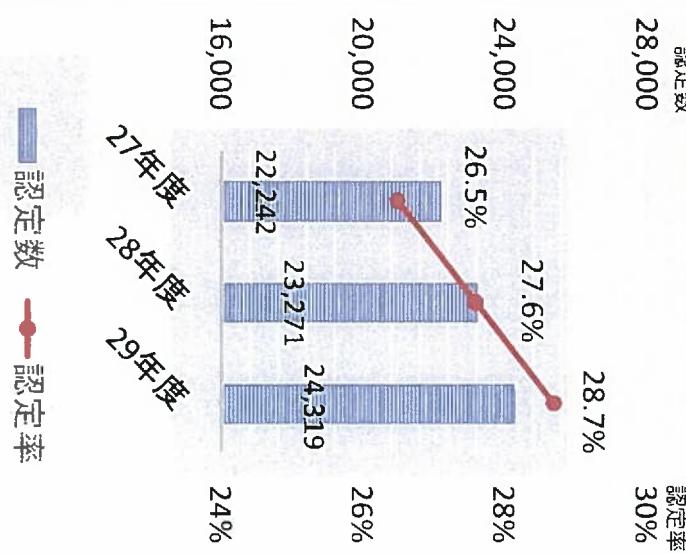
# 事業適正化②

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

6,800事業所の申請を受け付け、6,607事業所を新たに認定した。これに平成26～28年度認定分17,712事業所を加え、認定事業所数は24,319事業所(全事業所数に対する割合(認定率)は28.7%)となった。【表1】

【表1】安全性優良事業所の認定数及び認定率の推移



### (1)各機関との連携強化

平成29年12月の国土交通省事務連絡に基づき、引越安心マークと合同で一般向け周知ポスターを作成し、国土交通省と連携して高速道路のSA・PAや道の駅に掲示していくなど依頼した。また、地元マスコミへの周知・PR活動を行った。

一般向けポスター

- 新たに19台のラッピングトラックを走行させた。なお、トラック協会が自主的に運行したラッピングトラック、及び継続して走行しているラッピングトラックを合わせ、172台を走行させた。
- 海老名SAにて10月～11月の期間、エスカレータラッピング、テーブルステッカーの貼付により、PRを行った。
- 同時にWEBを利用した一般向けの認知度アンケートを実施した。  
→認知度 平均 56.7% 一般 36.5% 荷主 71.4% 運送関係 97.7%
- 「(1)各機関との連携強化」に同じ。

### (2)Gマーク制度に係る広報啓発活動の推進

Gマーク事業所に関する苦情等については、適切に対応を行ったが、詳細分析までは至らなかった。



### (3)Gマーク制度に係るインセンティブの拡充

従来のインセンティブに加え国土交通省で「基準緩和自動車の有効期間の延長」が追加された。今後もインセンティブの拡充は引き続き検討していく。



国土交通省…………違反点数の消去、IT点呼の導入等  
全日本トラック協会……助成の優遇  
損保会社……保険料の割引

### (4)Gマーク制度に係るインセンティブの拡充

Gマーク申請案内などで、有効期限切れの貼付禁止等について周知徹底を図った。



## 評価委員による総合評価

A

# 輸送サービスの改善及び向上①

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

引越事業者優良認定制度の普及・定着を図る。

**中期目標**  
消費者アンケート調査を実施(毎年)し、制度の周知状況、事業者選定理由、引越満足度評価等を収集する。

## 平成29年度事業計画の概要

### ①引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

- ・消費者に対する積極的周知の推進

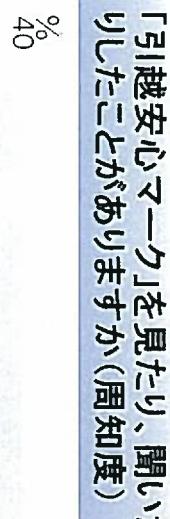
- ・引越講習の開催による事業者への法令等の周知徹底

- ・引越講習における認定講師の育成  
(担当部内職員及び外部講師)

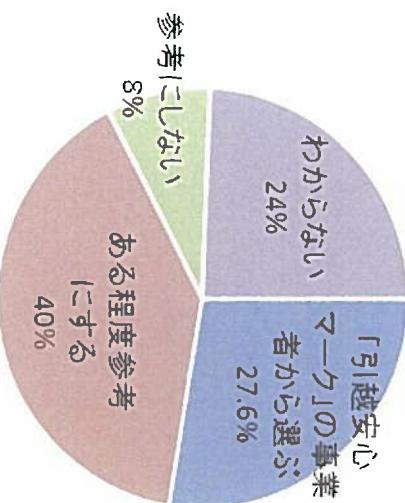
- ・関係行政機関等との連携による、一般消費者からの相談対応体制の整備

- ・消費者向けホームページの充実

- ・「引越繁忙期実施事項」の会員事業者周知徹底



今後「引越安心マーク」を参考しますか



※「引越安心マーク」認知度調査(平成30年度実施)から。1年以内に引越をしたことがある約500名を対象

### 認定数の推移

#### ②標準引越運送約款改正の周知 (適用範囲、キャンセル料金等の見直し)

- ・会員事業者に対し、平成30年1月31日告示、同6月1日施行の「改正標準引越約款」の周知を行なう。

※認定取り下げ、取消しにより平成30年3月31日現在での総認定数320事業者(1856事業所)

年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	消費者周知度 30%	消費者周知度 40%	消費者周知度 50%
(27年度30%超の場合) (前年度20%増)			
(28年度30%超の場合) (前年度20%増)			

# 輸送サービスの改善及び向上①

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

### ①引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

#### 消費者に対する周知の推進

<継続>

- ・TBSラジオ「全日本トラック協会presentsドライバーズリクエスト」でPR
- ・東京国際空港(羽田空港)旅客ターミナルビルに広告掲出
- ・各都道府県トラック協会のイベントでのPR

- ・消費者関連専門家会議でのPR(講演、チラシ配布)

<新規>

#### ・ラッピングトラックによるPR

- ・東京都消費者月間実行委員会主催「くらしフェスタ」への出展

- ・消費者向けノベルティ(ポケットティッシュ等)の作成、配布

- ・引越安心マークのPRチラシ改定(相談フリーダイヤルを記載)

- ・Gマークとのコラボポスター配布

- ・各地方自治体に対する認知度調査とチラシ配布を行いPR

- ・消費者庁「ベスト消費者センター章」受賞



引越は  
「引越安心マーク」  
の事業者で



人生に何度も引越すことはあります。あなたも安心して引越してください。  
「引越安心マーク」の事業者は「引越安心マーク」をもつて



#### 輸送相談

#### ・ラッピングトラックによるPR

#### ・専用フリーダイヤルに専任者2名配置

- ・当該認定事業者へ調査、指導、報告を求める

- ・メルマガ配信により、窓口に寄せられた相談を認定事業者と共有

	27年度	28年度	29年度
入電件数	336	751	984
相談件数	284	321	443
引越	248	259	334
宅配	19	39	52
その他	17	23	57

## 評価委員による総合評価

A

# 輸送サービスの改善及び向上②

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

中期目標	平成29年度事業計画の概要		
	年次目標	平成27年度	平成28年度
・資金融通の支援 融資を通じトラック運送事業の近代化、合理化等に資するため、資金融通を 支援する。 ・近代化基金利子補給については、全ト協として可能な限り対応する。 ・また、地ト協の利子補給に対して行う利子補給助成については、確実に対 応する。	—	—	—

①原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進
・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資に係る利子補給を行う。
・各都道府県信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う都道府県トラック協会に対して補助を行う。
②燃料費対策特別融資の実施
・最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資にする利子補給を行う。

(単位:百万円)

予算科目	平成29年度予算		
	融資の種類	貸付利率	利子補給率
近代化基金融資利子補給金	補完融資	0.3	—
近代化基金融資利子補給助成金	激甚災害融資	0.3	—
信用保証協会保証料助成金	燃料費対策特別融資	長期プライムレート (平成29年度末 0.95%)	0.3
	一般融資	0.3	—
	ボスト新長期融資	0.3	0.1
	低公害車及び省エネ関連機器融資	0.3	0.1

(単位: %)

# 輸送サービスの改善及び向上②

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

### 資金金融通の支援

#### ①原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進

- ・【表1】のとおり、中央近代化基金融資の公募を実施し、37.5億円の推薦を行った。
- ・激甚災害融資について「九州北部豪雨災害」について公募を実施。
- ・公募額を設定していなかった激甚災害融資については、総公募額の範囲内で組替えを実施して速やかに対応した。
- ・近代化基金融資に係る利子補給及び利子補給助成実績については、【表2】のとおりとなつた。金額が減少傾向にあるのは、平成29年度に利子補給率の引下げを行つたことが主因である。
- ・信用保証協会保証料に係る助成実績については、【表3】のとおり、平成28年度比△13百万円となつた。
- ・なお、トラック運送事業は、セーフティネット保証の特定業種に平成10年7月に指定され、平成30年3月時点も指定は継続されている。

【表1】「第41回中央近代化基金融資推薦実績」

(単位:百万円)

制度名	当初公募額	件数	金額
補完融資	3,000	3	225
調整融資	3,500	16	245
激甚災害融資	0	0	0
燃料費対策特別融資	4,000	176	3,287
合 計	10,500	195	3,757

【表2】「利子補給金及び利子補給助成金実績推移」

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利子補給金額	250	218	173
利子補給助成金額	363	323	270

#### ②燃料費対策特別融資の実施

- ・【表1】のとおり、燃料費対策特別融資の公募を実施し、32.8億円の推薦を行つた。
- ・また、近代化基金融資以外の燃料費対策として、自家用燃料供給施設の整備を実施する会員に対し、90件85百万円の助成金交付を行つた。

【表3】「信用保証料助成実績推移」

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
信用保証料助成金額	34	29	16

## 評価委員による総合評価

A

# 災害時緊急輸送体制の整備

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

**中期目標**

大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の確立のため、輸送訓練を自発的に他の指定公共機関及び都道府県トラック協会とともに実施する。その他、他機関からの要請に基づく訓練に積極的に参加、協力する。これらを通じて必要とされる機器等の導入、体制のあり方について見直しを行う。

## 平成29年度事業計画の概要

### 輸送訓練の実施

- ・大規模災害等緊急時に備え、平成26年度に策定した「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、全国規模の訓練を自発的に行う。
- ・また、上記訓練の他に、官民一体となつた輸送訓練についても指定公共機関として積極的に参加することとし、大規模災害発生等の緊急時に的確に対応できるようとする。



# 災害時緊急輸送体制の整備

(公社)全日本トラック協会  
平成29年度出捐金事業評価書

## 平成29年度事業実績の概要

- 大規模災害等緊急時に備え、平成26年度に策定した「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、全国規模の訓練を自発的に行う。
- また、上記訓練の他に、官民一体となつた輸送訓練についても指定公共機関として積極的に参加することとし、大規模災害発生等の緊急時に的確に対応できるようとする。

- ・全日本トラック協会と各都道府県トラック協会の間の緊急通信体制を以下のとおり整備した。

衛星携帯電話

47協会

テレビ会議システム

46協会

- ・災害発生時の緊急支援物資輸送への迅速な対応のため、他の指定公共機関との連絡会の開催等、輸送体制の整備を図った。

- ・緊急物資輸送車両への緊急給油ネットワーク化の拡充を図り、新たに95ヶ所の施設を整備し、全国で487ヶ所での給油を可能とした。

- ・国、指定公共機関等と連携して実施した緊急輸送に係る訓練は以下のとおり。

**【津波防災訓練】**  
全ト協と地方トラック協会との衛星電話等による対応状況及び指定公共機関の大手運送事業者各社との災害対応状況の連絡体制確認訓練。

**【官民が連携した物資調達仕組み訓練】**  
国土交通省が主導する首都直下地震時の即応型災害支援物資輸送計画検討会が実施した物資調達仕組み訓練。

**【広域医療搬送訓練】**  
厚生労働省災害派遣医療チーム(DMAT)による大規模地震時医療活動訓練。

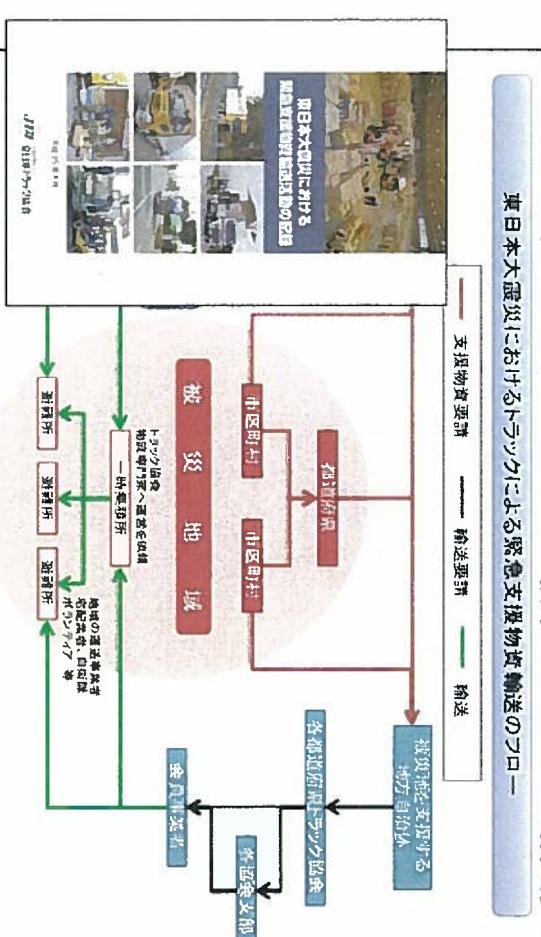
自己評価：年次目標及び中期目標

### 大規模災害時における緊急給油ネットワーク



平成29年度末で487箇所

東日本大震災におけるトラックによる緊急支援物資輸送のフロー



## 評価委員による総合評価

A